

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第65回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

令和4年3月8日(火) 午前10時00分から午前10時25分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長) 大熊一之(裁)

(委員) 河瀬由美子(検)、石原真二(弁)、小林量(学)、真能秀久  
(学)

(庶務) 三谷名古屋高裁総務課長、福川名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者) 福田名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 令和4年10月から令和5年1月までの再任(判事任命)候補者に関する情報収集について
- 2 その他

第5 議事(進行)

- 1 前回の当地域委員会後に提出された情報の報告  
庶務から、前回の当地域委員会以後に、令和4年上半期の再任(判事任命)希望者に関する情報が当地域委員会に寄せられたこと、同情報を委員長が確認の上、下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」という。)に対して送付したことが報告された。
- 2 情報の周知が遅れたこと等に関する当該弁護士会との対応結果の報告  
(1) 庶務から、情報の周知が遅れた弁護士会から、今後は地域委員会からの周知依頼後速やかに会員への周知を行う旨の連絡があったことが報告された。

(2) 庶務から、地域委員会からの依頼と異なる会員への情報受付の周知を行っていた弁護士会から、その経緯及び今後はその取扱いを是正するとの報告があったことが報告された。

3 指名諮問委員会における審議結果等の説明

(1) 庶務から、令和3年12月3日に行われた指名諮問委員会における判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係の答申結果が説明された。

(2) 庶務から、令和4年2月21日の指名諮問委員会の協議の概要及び地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、説明がなされた。

4 令和4年10月から令和5年1月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、依頼する書式は、別紙1、2のとおりとされた。

また、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月23日（月）までとされた。

5 その他（次回地域委員会の予定等）

次回の地域委員会について、5月30日（月）午前10時00分に開催し、今回収集する情報の取りまとめ、指名諮問委員会への情報の送付の在り方などを協議することを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長が必要と判断した場合には、各委員に諮ることとされた。

以上

(別紙1)

令和4年3月〇〇日

〇〇地方検察庁検事正 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 ● ● ● ●

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和4年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

**令和4年5月23日（月）**まで ※期限厳守でお願いします。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

(別紙2)

令和4年3月〇〇日

〇〇弁護士会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 ● ● ● ●

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和4年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

**令和4年5月23日（月）**まで ※期限厳守でお願いします。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報の周知・収集における留意事項

(1) 情報の周知について

当委員会からの依頼に基づき、貴会において遅滞なく適正に周知の事務が行われることは、裁判官の任命に関する手順上、極めて重要なものですから、周知事務が速やかに行われますようお願いいたします（別紙を参照ください。）。

(2) 情報の収集について

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

(別紙)

弁護士会内における再任（判事任命）候補者に関する周知等  
について

裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、複数の弁護士会において、地域委員会から周知依頼文書を受領した後、当該弁護士会内における周知の事務を失念し、遅滞したという事態が明らかになりました。

指名諮問委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、情報収集をし、下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名することの適否や指名に関する事項を審議し、最高裁判所に意見を述べることを所掌しており、その下部組織である地域委員会が行った情報収集の結果等に基づき審議しています。裁判官の任命に関するプロセスにおいては、地域委員会からの依頼に基づき、弁護士会において遅滞なく適正に周知等の事務が行われることが極めて重要であることは、多言を要しないことであると考えられます。

また、前記の事務遅滞に至る経緯においては、地域委員会の庶務が、当該弁護士会に対して、単に周知依頼文書を送付するだけでなく、送付後に電話をし、同文書の受領の事実を確認した上で、同弁護士会において事務手続を進めてもらうよう口頭でも念押しをしていたことが分かっており、それにもかかわらず、上記の事態が発生してしまったということは、極めて重大なことであると言わざるを得ません。

したがいまして、この機会に、念のため、弁護士会内における周知等の事務の重要性を改めてご理解いただきますよう、お伝えするとともに、今後とも当該事務が速やかに行われるよう、改めて、事務処理態勢をご確認いただくなど、ご配慮をよろしくお願いいたします。